

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	生活支援課

契約業者名・住所	NTS 総合弁護士法人・東京都港区芝浦三丁目16番20号
工事等の名称	松戸市生活保護費返還金等債権適正管理事業業務委託
工事等の場所	受託者と協議のうえ、委託者が指定する場所
種 別	債権管理
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	事務着手金：委託した債務者への業務受任通知書送付1件につき3,500円 成功報酬金：委託債権の収納額に100分の35を乗じた額
工事等の概要	本事業は返還金等の納付がされない債務者に対して、催告書の送付、納付相談の業務を弁護士の資格を有する事業者へに委託することにより、確実に効率的な債権管理と収納率の向上を図ることを目的とします。
随意契約の理由	本事業では生活保護返還金という特殊な債権に対して、滞納者一人一人の状況に応じた対応を適切に行うとともに、業務への取組姿勢や実施体制、ならびに債権の納付勧奨、納付相談、債権管理、催告等について専門的な知識と経験を有することが求められます。 以上のことから、当事者は弁護士法人等を相手方として対象とし委託契約を締結しております。 当法人は契約締結以降、本委託業務の受託者として債務者への催告、納付相談をつつがなく履行している実績があります。加えて、本事業による債権管理では継続的な催告や納付相談が求められるとともに、債務者の分割納付を誓約し、定期的に連絡を取っていることから、徒に契約相手方を変更することは適正な債権管理につながらず、返還金等の返還率にも影響が生じると考えます。 このことから、令和8年度においても当該委託法人を選定することが最も適切であると考え、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約とするものです。